

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第103号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第143号）
平成20年6月29日から30日及び7月8日における浅野川放水路分流堰地点の記録画像

2 担当課（所） 土木部河川課

3 異議申立て等の経緯

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) H20. 9.17 公開請求 | (4) H20. 11.21 諮問 |
| (2) H20. 10. 1 不存在決定 | (5) H23. 7.11 答申 |
| (3) H20. 10.14 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果
不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>実施機関は、浅野川放水路分流堰地点に設置されたカメラで記録された画像について、一ヶ月を経過した画像は消去され保存されていないと述べている。</p> <p>当審査会において、これを確認するため関連する文書の提示を受けたところ、当該画像を管理するシステムのサーバにおける画像保持期間の初期値が30日となっており、実施機関では特に変更せずに運用しているとのことであった。</p> <p>また、同システムの端末においては、サーバに保存されている特定の画像を表示させ、表示中の画像を静止画として取り込み保存できる仕様となっているが、実施機関に確認したところ、特に本件公開請求に係る日時の画像は保存されていないとのことであった。</p> <p>このようなことから、実施機関が、本件公開請求の時点において公開請求に係る画像は保存期限を経過しているとして不存在決定を行ったことは、特段不合理ではない。</p>

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第103号

答 申 書

平成23年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成20年9月17日に、次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成20年6月29日から30日及び7月8日における浅野川放水路分流堰地点の記録画像

2 実施機関の決定

実施機関は、平成20年10月1日に、本件公開請求について不存決定を行い、保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該文書は保存期限を経過しており、不存である。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年10月14日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成20年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

実施機関は、不存決定の理由として、保存期限を過ぎているとしているが、公開請求の時点で三ヶ月ほどしか経過しておらず、このような洪水時の記録が保存されていないはずがない。

ゆえに、当該公文書は必ず存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

金沢市田上にある浅野川放水路分流堰地点には、カメラを設置し、その画像を記録装置に取り込み保存している。

しかし、画像の記録装置はその性能上一ヶ月を超える画像を記録できないため、機器仕様で一ヶ月以内の画像を除いて順次自動的に消去されるように設計されている。

したがって、本件公開請求の時点では、公開請求に係る文書は存在しないので、不存在決定を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公文書の性格等について

平成20年6月29日、30日及び7月8日における浅野川放水路分流堰地点に設置されたカメラで記録された画像である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

実施機関は、浅野川放水路分流堰地点に設置されたカメラで記録された画像について、一ヶ月を経過した画像は消去され保存されていないと述べている。

当審査会において、これを確認するため関連する文書の提示を受けたところ、当該画像を管理するシステムのサーバにおける画像保持期間の初期値が30日となっており、実施機関では特に変更せずに運用しているとのことであった。

また、同システムの端末においては、サーバに保存されている特定の画像を表示させ、表示中の画像を静止画として取り込み保存できる仕様となっているが、実施機関に確認したところ、特に本件公開請求に係る日時の画像は保存されていないとのことであった。

このようなことから、実施機関が、本件公開請求の時点において公開請求に係る画像は保存期限を経過しているとして不存在決定を行ったことは、特段不合理ではない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、洪水時の画像記録は保存されるべきであると主張しているが、当審査会はこの適否を審議する立場にはなく、本件処分に対する判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 20 年 11 月 21 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 4 3 号)
平成 21 年 3 月 6 日	○実施機関（土木部河川課）から理由説明書を受理した。
平成 23 年 4 月 27 日 (第 212 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 5 月 26 日 (第 213 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 6 月 30 日 (第 214 回審査会)	○事案の審議を行った。